

第 11 号議案

豊後大野市はり、きゅう等の施設利用助成金に関する条例の一部改正について

豊後大野市はり、きゅう等の施設利用助成金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

高齢者の健康保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ施術費用の一部を助成している、施設利用助成事業について、健康保険の療養費が支給される施術を受けるもの以外を事業対象としていることを明確化すること等に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市はり、きゅう等の施設利用助成金に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市はり、きゅう等の施設利用助成金に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「有する」を「有し、かつ、居住している」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる法律の規定による療養の給付を受ける施術にあつては、支給の対象としない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。